

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第17条第2項の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬については、日額7,500円とし、大平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大平町条例第7号。以下「報酬等条例」という。)の規定を準用する。ただし、大平町、岩舟町及び藤岡町の町長、助役並びに県職員その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときの旅費については、報酬等条例の規定を準用する。ただし、報酬が支給される協議会委員等については、日当は支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月11日から施行する。